

意思表示③（完結編）詐欺・強迫（96条）

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民法#6 / 動画: <https://youtu.be/WE8omdNVDcM>

第1章 民法総則 ④／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

「この壺は必ず値上がりする」〔導入・フック〕

「この壺は必ず値上がりします」——そう熱心に説得されて、300万円で買った。でも、真っ赤な嘘でした。だまされたのだから取り消せそうですし、答えも「取り消せる」（民法96条1項）。だまされた契約も、おどされた契約も、取り消せます。

ただし、本当の山はその先にあります。あなたが取り消す"前"に、その壺を別の誰か（第三者）が買っていたら？ だまされた被害者を救うのか、間に入った第三者を救うのか。鍵は一つ——「**第三者がいつ現れたか**」。取り消しの前か後かで、戦う条文が変わります。

前2回は「自分の内側で意思がズレる」型（心裡留保・虚偽表示・錯誤）でした。今日はその対極——「**他人にゆがめられた意思表示**」＝**瑕疵（かし）ある意思表示**です。今日の問いは4つ。「だまされた・おどされた契約は取り消せるか」「取り消す前に現れた第三者には勝てるか」「取り消した後に現れた第三者には、何で勝負するか」「詐欺と強迫——なぜ保護の厚みが違うのか」。

今日の地図＋意思表示シリーズの接続〔目次〕

意思表示が"おかしい"には大きく2つの系統があります。一つ目が**意思の不存在**——表示に対応する意思がそもそも無い型。心裡留保93・虚偽表示94（"知っているウソ"型）と、錯誤95（"知らない勘違い"型）で、これが前2回でした。二つ目が今日の**瑕疵ある意思表示**

——意思はある、でも形成過程を**他人にゆがめられた型**＝**詐欺96・強迫96**です。

今日は「送り論点の回収」でもあります。#4後編（錯誤95）のまとめで「取り消した後の第三者は177条で処理、#5で回収」と送りました。その177条を、今日のS6で正面から回収します。

語義を再確認。「善意＝知らない／悪意＝知っている」「**対抗できない＝主張をぶつけて押し通せない**」。そして今日の**新顔**——● **遡及効（そきゅうこう）＝取り消すと初めから無かったことになる効果（121条）**。「取り消す」と時計が巻き戻るイメージです。この遡及効が、第三者保護の議論すべての出発点になります。

今日の地図は7パート——①詐欺の意義・効果と要件（96条1項）／②第三者詐欺（96条2項・2017年改正）／③詐欺と錯誤の関係（二重効肯定説）／④取消し"前"の第三者（96条3項）／⑤取消し"後"の第三者（177条）＝送り論点の回収／⑥強迫（96条）＝詐欺との決定的な差／⑦論文の型＋まとめ＋次回予告。

詐欺の意義・効果＝取消し（96条1項）＋詐欺の要件〔短答・論文共通〕

詐欺とは、違法に人を欺いて（欺罔（ぎもう）して）錯誤に陥らせ、その錯誤に基づいて意思表示をさせること。刑法の詐欺罪と似ていますが、決定的に違う点の一つ——● **民法の詐欺は財産的損害が不要**です。刑法は損害があって初めて成立しますが、民法は「だまして意思表示させた」時点で足りる。相手の頭の中に**偽の地図を描かせ**、その地図のとおり契約させる——情報が偽物で、相手はそ

れを真実と信じて動く、というイメージです。

効果——● 詐欺による意思表示は「取り消すことができる」(96条1項)。無効ではありません。取消権者が取り消して初めて遡及的に無効になる(121条)。取り消さないうちは一応有効です。これは強迫もまったく同じ96条1項の条文です。

民法96条1項——「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。」

詐欺の要件は4つ。落とせません。

- ①違法な欺罔行為——社会通念上、相当でない方法で人をだます行為。単なるセールストーク・誇張は、原則として違法な欺罔にはなりません(「この車はカッコいいですよ」は詐欺ではない)。
- ②欺罔行為により表意者が錯誤に陥った——欺罔→錯誤の因果関係。
- ③錯誤により意思表示をした——錯誤→意思表示の因果関係。
- ④● 二段の故意——詐欺の故意は2段構造。(ア)相手を錯誤に陥らせる故意、かつ(イ)その錯誤に基づいて意思表示をさせる故意。この2つが要ります。

②③で「欺罔→錯誤→意思表示」の因果の鎖がつながり、④でその全体を二段の故意が上から貫く——因果の鎖と故意の鎖が両方そろって初めて詐欺が成立します。④は一段に落とさないこと。「だましてやろうと思ったが、相手が自分で気づいて契約した」なら、欺罔は失敗していて(イ)の故意は実現していません。

第三者詐欺(96条2項・2017年改正)〔短答・論文共通〕

だまされたのが契約の相手方ではなく、外の第三者だった場合です。たとえば、CがAをだまして、AがBと土地売買契約を結んだ。だまされたのはCで、相手方Bは全く関知していない。

Bは何も知らないのに、Aから一方的に「取り消す」と言われては困ります。そこで、相手方Bの事情で取消しの可否を絞ります。

民法96条2項——「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。」

● 第三者詐欺では、相手方Bが詐欺の事実を「知り、又は知ることができたとき」=悪意又は有過失のときに限り、AはAB間の契約を取り消せます。逆に、Bが善意無過失(知らなかったし、知ることもできなかった)なら取消しできません——Bを守る。

ここに2017年(平成29年)改正の核があります。● 旧法は「相手方が知っていたとき(悪意のみ)」取消し可でしたが、現行は「知り、又は知ることができたとき」——悪意+有過失に拡大しました。取消しができる範囲が広がった点が改正の核なので、旧法基準で「悪意のときだけ取り消せる」と言わないこと。

なお、ここに出てきた「だました第三者C」は、後(96条3項・177条)で出てくる「保護される取引上の第三者」とはまったくの別概念です。Cは加害者、後の第三者は保護対象——用語が重なるので混同しないこと。

詐欺と錯誤の関係(二重効肯定説)

〔短答・論文共通〕

だまされて結んだ契約は、詐欺取消し(96条1項)の要件も、錯誤取消し(95条1項2号=基礎事情の錯誤)の要件も、ともにみたすのが通常です(贋作を真作と信じて買えば、詐欺でもあり、動機の錯誤でもある)。このとき表意者はどちらを主張できるか。

● 二重効肯定説(通説)——詐欺も錯誤もともに表意者保護の規定だから、表意者はどちらかを任意に選択して主張できる。実務上の理由もあります。詐欺は「相手方の故意(二

段の故意)」の立証が難しいことがあり、錯誤は「重要性」の立証が課題になることがある。どちらでも行けるなら、立証しやすい方を選ぶ戦術の幅が生まれ、表意者保護に資する。結論（二重効肯定説・任意選択）を押さえれば十分です。

詐欺取消し"前"の第三者（96条3項） ＝遡及効の制限〔短答・論文共通〕

ここから本日の山場。まず「詐欺取消し"前"に現れた第三者」です。詐欺取消しは遡及効（121条）で「初めから無効」になります。すると、取消し前にその目的物を取得していた善意の第三者が割を食う。「取り消されるとは思っていなかった」のに巻き添えになる——そこを96条3項が調整します。

民法96条3項——「前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。」

● 「善意でかつ過失がない第三者」には取消しを対抗できない——善意無過失の第三者には取消しを主張できず、第三者の勝ちです。ここが今日いちばんの対比ポイント。#4前編の93条2項・94条2項の第三者は「善意」で足りました。でも錯誤95条4項・詐欺96条3項は「善意でかつ過失がない」——無過失まで要る。

条文	場面	第三者の要件
93条2項・94条2項	心裡留保・虚偽表示	善意のみ
95条4項・96条3項	錯誤・詐欺	善意かつ無過失

なぜ差が出るのか——表意者の帰責性の差です。虚偽表示94は本人が自分でウソの外観を作った＝帰責性が大きいので、第三者は善意だけで手厚く守られる。詐欺の被害者（被詐欺者）は「だまされた」被害者の側面があ

り、帰責性が比較的小さい。被害者をより厚く守る分、第三者側には無過失まで要求してバランスを取る。● 表意者の帰責性が小さいほど、第三者保護の要件は重くなる——短答頻出の対比です。

96条3項の「第三者」の意義は、当事者・包括承継人以外で、詐欺による意思表示の後に新たな独立の法律上の利害関係を有するに至った者（94条2項と同様の判断）。○＝新たな譲受人・差押債権者・抵当権設定者／×＝一般債権者（目的物に直接の利害を持たない）。

そして趣旨からの重要な帰結——96条3項の趣旨は「取消しの遡及効（121条）を制限して第三者を守る」こと。だからその射程は遡及効を受ける者、すなわち取消し"前"に出現した第三者に限られる。● 取消し"後"の第三者には96条3項は適用されない——これが次の177条への伏線です。

最後に一点、96条3項で保護される第三者に登記が必要かは見解が対立します。①登記必要説（権利保護要件として登記を要する。∴被詐欺者の帰責性が小さく要件を厳格に）と、②登記不要説（条文上は登記を要求していない・取引安全重視）。判例（最判昭和49年9月26日・百選123）は、第三者が仮登記を備えていた事案で、「96条3項の第三者を対抗要件を備えた者に限る理由はない」と述べ、本登記の具備までは要しないと読める判断を示しました（不要説の根拠とされる）。ただし「登記が一切なくても保護」と言い切った判例ではない点に注意。● 試験では登記必要説が無難——94条の表意者（帰責性が大きい）との対比が利いて理由づけが書きやすいからです。

詐欺取消し"後"の第三者（177条） ＝送り論点の回収〔論文・短答〕

本日の心臓部。#4後編から送った「詐欺取消し"後"の第三者」をここで正面回収します。場面はこうです——BがAをだまし、AがBに甲土地を売りBが登記を備えた。AがBの詐欺を

理由に売買契約を取り消した。その後、BがCに甲土地を転売してCが登記を備えた。CはAに「私が所有者だ」と対抗できるか。

ここに2つの見解があります。

- ①他人物売買説——取消しの遡及効を徹底する。A・B間が遡及的に無効→Bはもともと所有権を持っていなかった→BがCに売ったのは他人物売買で、Cは原則として所有権を取得できない。Cを守るには94条2項類推（不動産）や192条即時取得（動産）による。
- ②二重譲渡類似説——判例の立場。取消しの遡及効は「法的擬制」にすぎないと捉え、取消しによってB→Aへの復歸的物権変動（ふっきてきぶっけんへんどう）が生じたと考える。すると「B→Aの復歸」と「B→Cの売買」はBを起点とする二重譲渡に類似し、AとCは対抗関係に立つ。不動産は177条で登記の先後により優劣を決する。判例＝大判昭和17年9月30日（百選151）。

民法177条——「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。」

二重譲渡類似説に立てば、Cが登記を備えていれば原則Cが勝ちます。ただし一つ留保——背信的悪意者は除く。対抗問題（177条）では主観（悪意か否か）は原則問わず登記が先なら勝ちますが、不当に権利を妨害するような悪質な行為者は177条の「第三者」から除外する一般法理があります。試験は判例（二重譲渡類似説）が無難です。

そして今日の最大のポイント——● 分水嶺（ぶんすいれい）。同じ「詐欺取消しと第三者」でも、第三者が取消しの"前"か"後"かで、戦う条文と基準が変わる。

第三者の出現時点	戦う条文	性質	基準
取消し"前"	96条3項	意思表示の瑕疵の問題	第三者が善意かつ無過失で保護
取消し"後"	177条	物権変動の対抗問題	登記の先後（背信的悪意者は除く）

「前か後か」で全く別の法的処理になります。ここが最頻出の罠——この分水嶺を頭に焼き付けること。

強迫（96条1項）＝詐欺との決定的な差〔短答・論文共通〕

強迫とは、違法に相手方を畏怖（いふ）させて意思表示をさせること。刑法は「脅迫」、民法は「強迫」——一字違うので注意。要件は詐欺と並行で4つ（①違法な強迫行為②強迫→畏怖の因果③畏怖→意思表示の因果④二段の故意）。効果は取消し（96条1項・詐欺と同じ条文）。ただし、畏怖の程度が進んで完全に意思の自由を奪われた場合は別扱いで、取消しではなく● 当然に無効になります（意思無能力に準じる・最判昭和33年7月1日）。「ある程度おどされた」なら取消し、「完全に支配された」なら無効です。

詐欺との決定的な差が今日の核心。被強迫者は被詐欺者より帰責性が小さい＝一方的に害されているので、保護が厚い。差は2点。

● 差①——第三者強迫は、相手方の善悪を問わず取り消せる（96条2項の反対解釈）。96条2項は「第三者が詐欺を行った場合」だけを規定しています。強迫は書いていない＝反対解釈で、相手方の善意・悪意・過失を問わず取り消せる。詐欺は「相手方が悪意・有過失のときだけ」だったのに対し、強迫は相手方の事情に関係なく取り消せます。

● 差②——強迫には「取消し"前"の第三者を保護する規定がない」（96条3項の反対解釈）。これが最頻出の罠です。96条3項は「詐

欺による意思表示の取消しは」とだけ規定し、強迫は書いていない。よって強迫には取消前の第三者を保護する規定が存在しません。帰結——強迫で取り消す場合、善意無過失の第三者にも対抗できる。「強迫でも96条3項で第三者は守られる」は誤りです。被強迫者の帰責性が最も小さいから、第三者をまったく守らないのが強迫の扱いです。

取消し"前"の第三者保護を、帰責性の大小で一望すると次のとおり。被害者の帰責性が小さいほど、被害者を厚く守り、第三者保護は薄くなる——この一本軸です。

類型	取消し"前"の第三者保護
錯誤 (95条4項)	善意無過失で保護 ○
詐欺 (96条3項)	善意無過失で保護 ○
強迫	保護規定なし ×
制限行為能力	保護規定なし ×

● そして取消し"後"の第三者は、錯誤・詐欺・強迫・制限行為能力すべてで共通して177条（復帰的物権変動・登記の先後）で処理します。「強迫→取消前の第三者は保護なし／取消後は全類型177条」が短答最頻出の組み合わせです。

なお、不実告知・断定的判断の提供・不利益事実の不告知については消費者契約法4条の特則がありますが、詳細は契約各論・消費者法の回に送ります（今日は名称だけ）。

まとめ＋意思表示シリーズ完結＋次回予告 [短答]

保存版の整理。詐欺・強迫96条1項——どちらも「取り消すことができる」（強迫で完全に意思の自由を奪われた場合のみ無効・最判昭33・7・1）。第三者詐欺96条2項——相手方が悪意"又は"有過失で取消し○（2017年改正で「悪意のみ」→「悪意・有過失」に拡大）。● 詐欺の要件＝①違法な欺罔②欺罔→錯誤の因果③錯誤→意思表示の因果④二段の故意（一段に落とさない）。● 取消し"前"の第三者96

条3項＝善意でかつ過失がない第三者に対抗不可（詐欺のみ・強迫は保護規定なし）。● 取消し"後"の第三者177条＝復帰的物権変動を觀念→対抗関係→登記の先後（背信的悪意者は除く）。

今日全体を貫いた一本の軸——「他人にゆがめられた被害者を、第三者との綱引きで救う。鍵は第三者が"いつ"現れたか。取消し前＝96条3項（意思表示の瑕疵の問題）／取消し後＝177条（対抗問題）。被害者の帰責性が小さいほど厚く守る——強迫＞詐欺。」

これで意思表示シリーズは完結です。#4前編＝知っているウソ型（心裡留保93・虚偽表示94）／#4後編＝知らない勘違い型（錯誤95）／今回#5＝他人にゆがめられた型（詐欺96・強迫96）。意思表示が"おかしい"全パターンを、3本のシリーズで一周しました。

ここまでは「本人が自分でした意思表示」の話でした。次回#6からは「他人（代理人）にしてもらった意思表示」——代理①（有権代理）。代理の3面関係・顕名・代理権の範囲へ進みます。今日の分水嶺（取消前96条3項／取消後177条）を持って、次回へ。

論文の型（フル論証・正本） — 詐欺取消しと第三者（取消前96条3項／取消後177条の分水嶺）

論文で書く規範の正本。動画の [ronsho_sagi96_daisan_kihan](#) / [ronsho_sagi96_daisan_kata](#) カードの全文版。覚えるのは★コア規範の採点キーワードだけ、残りは復元キーから組み立てる。

★コア規範（96条3項・177条／大判昭和17・9・30 ほか）

「詐欺取消しと第三者の優劣は、第三者の出現が取消しの前か後かで決する。①取消し"前"の第三者については、96条3項によ

り、表意者は善意でかつ過失がない第三者に取消しを対抗できない（∵取消しの遡及効〔121条〕の制限。被詐欺者の帰責性は比較的小さく、善意のみの93条2項・94条2項より要件が加重される。なお第三者保護に登記を要するかは見解が分かれる）。

②取消し"後"の第三者には96条3項は適用されず、取消しによる復帰的物権変動を観念して表意者と第三者は対抗関係に立ち、不動産は177条により登記の先後で優劣を決する（背信的悪意者は除く）。」

逐語で固定するのは採点キーワードだけ——
「善意でかつ過失がない」「遡及効（121条）」「復帰的物権変動」「対抗関係・177条」「背信的悪意者」。この5つの軸（前は善意無過失、後は復帰的物権変動→対抗関係→177条→背信的悪意者を除く）を押さえ、趣旨から再構成できればよい。判示の丸写しは不要。

復元キー（趣旨から5ステップで再構成）

1. 詐欺取消しは遡及効（121条）で初めから無効→間に入った第三者が害される→保護が要る。
2. 96条3項の趣旨＝遡及効の制限。ゆえにその射程は遡及効を受ける者＝取消し"前"の第三者に限られる。
3. 取消し"前"は意思表示の瑕疵の問題→96条3項（善意かつ無過失）。帰責性が小さい分、善意のみの93条2項・94条2項より要件が加重。
4. 取消し"後"の第三者は遡及効を受けない→96条3項は不適用。
5. 取消しの遡及効は法的擬制にすぎず、B→Aの復帰的物権変動を観念→二重譲渡類似→対抗問題177条（登記の先後・背信的悪意者は除く）。

答案の型（事例→問題提起→規範→あてはめ→結論） ※取消し"後"の典型事例

- 【事例】 BがAをだまし、AがBに甲マンションを売却しBが登記を備えた。AはBの詐

欺を理由にAB間の売買を取り消した。その後、BがCに甲マンションを転売しCが登記を備えた。CはAに所有権を対抗できるか。

- 【問題提起】 Cは詐欺取消し"後"に出現した第三者である。Cは96条3項で保護されるのか、それとも177条の対抗問題として処理されるのか。
- 【規範】 96条3項は取消しの遡及効（121条）から第三者を保護する規定であるから、その射程は取消し"前"の第三者に限られ、取消し"後"の第三者には及ばない。取消し後は復帰的物権変動を観念し、表意者と取消後の第三者は対抗関係に立つ。よって177条により処理する（登記の先後・背信的悪意者を除く）。
- 【あてはめ】 Cは取消し後に出現したから96条3項は適用されない。AとCは対抗関係に立ち、Cは登記を具備している。Cが背信的悪意者にあたらぬ限り、CはAに所有権を対抗できる。
- 【結論】 Cは（背信的悪意者でない限り）甲マンションの所有権をAに対抗できる。

勝負どころは2つ——(1) 問題提起で「これは取消し"前"か"後"か」をまず性質決定し、戦う条文（96条3項／177条）を振り分ける。冒頭でこの分水嶺を1文で示すのが実力を見せる場所。(2) もしCが取消し"前"の第三者なら177条でなく96条3項で処理し、Cが善意かつ無過失（見解によっては登記も必要）であればAは取消しを対抗できない——前後両方を一言で振り分けられるようにする。なお強迫の場合は取消し"前"の第三者保護規定（96条3項）がない（反対解釈）ので、取消し前でも善意無過失の第三者に対抗でき、取消し"後"は詐欺と同じく177条で処理する。